

31年度 公文書開示状況（6月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R1.5.23	R1.6.3	昭和24年12回教育委員会定例会（昭和24年12月17日） 昭和25年12回教育委員会定例会（昭和25年12月21日）	9	1															教育庁総務部教育政策課	
2	H31.4.4	R1.6.3	貴部局における東京都保有建築物工事において、耐震補強工事を実施した際工事実施により耐震性能上の安全性が確保されたと証明する場合の全ての“証拠”を開示下さい。 内容につき全て第三者機関に確認の上公表します。以上	-			1													耐震工事を実施した際に、耐震性能上の安全性が確保されたことを確認するための公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため 教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
3	R1.5.25	R1.6.4	平成31年3月28日付けの中学校等別評定制（個表）一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成30年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一調査対象624校（中等教育学校、義務教育学校を含む）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた574校	14	1															教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
4	R1.5.23	R1.6.4	「児童・生徒一人一人の権利を尊重した教育」 「都立特別支援学校一般非常勤職員 新規採用者用テキスト（抜粋）」	4	1															教育庁都立学校教育部特別支援教育課	
5	R1.5.27	R1.6.4	都立中央ろう学校（30）環境整備工事 工事設計書、特記仕様書、図面、質問回答書	152	1															教育庁都立学校教育部営繕課	
6	R1.5.27	R1.6.4	都立上野高等学校（30）校庭改修その他工事 工事設計書、特記仕様書、図面、質問回答書	110	1															教育庁都立学校教育部営繕課	
7	R1.5.27	R1.6.4	都立芝商業高等学校（30）防球網及び校庭改修工事 工事設計書、特記仕様書、図面、質問回答書	114	1															教育庁都立学校教育部営繕課	
8	R1.5.27	R1.6.4	都立東村山西高等学校（30）テニスコート改修その他工事 工事設計書、特記仕様書、図面、質問回答書	108	1															教育庁都立学校教育部営繕課	
9	R1.5.27	R1.6.4	都立豊多摩高等学校（30）校庭改修その他工事 工事設計書、特記仕様書、図面、質問回答書	239	1															教育庁都立学校教育部営繕課	
10	R1.5.27	R1.6.4	都立富士高等学校（30）環境整備工事 工事設計書、特記仕様書、図面、質問回答書	257	1															教育庁都立学校教育部営繕課	
11	R1.5.27	R1.6.4	都立葛飾野高等学校（30）防球網及び多目的コート改修工事 工事設計書、特記仕様書、図面、質問回答書	86	1															教育庁都立学校教育部営繕課	
12	R1.5.27	R1.6.4	都立文京高等学校（30）校庭改修その他工事 工事設計書、特記仕様書、図面、質問回答書	242	1															教育庁都立学校教育部営繕課	
13	R1.5.23	R1.6.5	(1) 平成31年度教育施策連絡協議会資料 (2) グローバルに活躍する人材を育成する教育 (3) Tokyo Global Gateway Program Catalog (4) 開会前スライド (5) 休憩中投影スライド (6) パネルディスカッション進行用スライド (7) 司会進行原稿	98	1															教育庁総務部総務課	
14	R1.5.23	R1.6.5	行政説明及び基調講演スライド	29	1							1						1		基調講演スライドについては、講演者が勤務する法人が他の自治体より委託され実施した調査研究等の内容が含まれている。本講演の承諾に当たっては、講演者から調査対象である学校の特定を避けるため、講演で使用する以外に第三者への配布をしないでほしい旨要請があった。対象公文書を開示することは、当該法人の事業に関する情報であり、公にすることにより、当該法人に対する社会的信用の失墜や競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれることになるため（情報公開条例第7条第3号に該当） この調査は、当該法人が他の自治体から委託を受けて実施したものである。調査対象となっている学校及び依頼元の自治体にとっても、調査内容が明らかになることで社会的な不利益を被るおそれがある。調査対象の特定がなされると、講演を依頼した東京都教育委員会に対する当該法人からの信頼を著しく損なうことにもなり、今後の講演承諾や事業協力を得られないなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第6号に該当）	教育庁総務部総務課
15	R1.5.23	R1.6.5	取材受付簿 平成31年4月16日（火）平成32年度教育施策連絡協議会	1	1							1	1							取材者（社名・代表記者氏名・連絡先（電話））については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（情報公開条例第7条第2号に該当） また、取材者について、公にすることにより、各報道機関がどのような取材を行っているか明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（情報公開条例第7条第3号に該当）	教育庁総務部教育情報課

31年度 公文書開示状況（6月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
16	R1.5.27	R1.6.5	旧築地市場の解体工事にともない実施されている、埋蔵文化財調査に関する、一切の書面および図面ならびに電磁的記録。たとえば、調査記録、調査結果報告書、調査の起案原議、起工書、調査を行うにあつての都の他の部局との交渉にかかる打ち合わせ記録もしくは議事録、等。	-				1											旧築地市場は文化財保護法による「周知の埋蔵文化財包蔵地」ではなく、解体に伴う文化財保護法の諸手続及び埋蔵文化財調査は行われていないため、請求に係る文書は存在しない。	教育庁地域教育支援部管理課
17	R1.5.23	R1.6.6	平成31年度4月23日付31教指企第198号「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に際しての学校における児童生徒への指導について（通知）」	21	1															教育庁指導部管理課
18	R1.5.23	R1.6.6	週刊金曜日5月17日号の●●●●さんの記事について (1) 指導部内での回覧をきろくしたものとこの記事への対応を協議した文書（会議での配布資料含む） (2) 第2段落と下から2段落目の日本教育新聞にある元号や天皇の退位について、地教委や学校から相談・連絡のあった文書	-				1											請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部管理課
19	R1.5.23	R1.6.6	都教委が4月30日と5月1日に掲揚した報告を求めていればその報告を受けた文書と集計した文書 4月30日と5月1日に掲揚のため出勤を求めた文書（管理職に）	-				1											4月30日と5月1日に掲揚した報告及び掲揚のための出勤を求めていないため、請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しない	教育庁総務部総務課
20	R1.5.23	R1.6.6	1 (3) 上記 (2) で出勤した際の（休日ゆえ）万一の病気・けが等の治療を保証する（公務災害等）文書 都教委の保証内容を記述	-				1											平成31年4月30日及び令和元年5月1日に限定した公務災害及び通勤災害に関する公文書は作成しておらず、当該文書は存在しないため	教育庁福利厚生部福利厚生課
21	R1.5.23	R1.6.6	日本国憲法第21条によると、検閲の禁止、通信の秘密（これを侵してはならない）とあり、コンピューター通信などおおよそ「通信」によるコミュニケーションに関する秘密とあります。又、コミュニケーションの内容のみならず、コミュニケーションの存在自体に関する事柄も含むとされていると、これらの法律を、守らなくてよい根拠は何か、それを出してください（法的根拠）	-				1											「学校非公式サイト等の監視」は、本人の意思により公表されているインターネット上の書き込み等を監視対象としており、日本国憲法第21条に抵触する事業ではないため、請求に係る公文書は存在しない	教育庁指導部管理課
22	R1.5.23	R1.6.6	(1) 「東京都教育委員会会議録」（1949年9月～1950年末までの時期）における「都立朝鮮人学校」にかかわる資料 (2) 指導要録 (3) 学籍簿	-			1	1			1								保存期間（5年）が満了したため廃棄しており保管しておらず、存在しないため 指導要録及び学籍簿に記載されている児童・生徒の氏名、生年月日、住所、本籍、保護者の氏名、学力、身体、行動等に係る記録は、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（情報公開条例第7条第2号に該当）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
23	H31.4.11	R1.6.10	平成30年5月1日付30教指企第152号「第62回都立学校等卒業式・入学式対策本部に関わる資料の送付について」 上記1の起案文 平成30年5月1日付30教指企第154号「第63回都立学校等卒業式・入学式対策本部の開催について」 上記3の起案文 第63回都立学校等卒業式・入学式対策本部 次第 【記録】第63回都立学校等卒業式・入学式対策本部 平成30年12月21日付30教指企第1295号「第64回都立学校等卒業式・入学式対策本部の開催について」 上記7の起案文 第64回都立学校等卒業式・入学式対策本部 次第及び資料 【記録】第64回都立学校等卒業式・入学式対策本部 公立小・中学校、都立高等学校、都立特別支援学校における平成30年度卒業式及び平成31年度入学式での国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査について（回答）（美原高等学校、石神井特別支援学校） 平成30年度卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書（千代田区、府中市、調布市、日野市、国立市、武蔵村山市） 平成31年度入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書（府中市、調布市、日野市、国立市、武蔵村山市）	51	1															教育庁指導部管理課
24	H31.4.11	R1.6.10	平成31年度入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書（千代田区）	3		1						1							報道者名は、公にすることにより、報道機関がどのような報道を行うのが明らかになってしまい、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（情報公開条例第7条第3号に該当）	教育庁指導部管理課
25	H31.4.11	R1.6.10	卒業式等派遣者用マニュアル（案） 卒業式等における東京都教育委員会挨拶等の所作について（案） 30教指企第1639号「入学式、卒業式における東京都知事「お祝いのメッセージ」について（通知）」の起案文 平成30年度卒業式における都教育委員会挨拶文の作成への協力について（依頼）（案） 31教指高第40号「東京都教育委員会から生徒と教員へのメッセージについて」の起案文 31教指高第84号「東京都教育委員会から生徒と教員へのメッセージについて（通知）」の起案文 31教指務第41号「東京都教育委員会から生徒と教員へのメッセージについて（通知）」の起案文	34	1															教育庁指導部管理課

31年度 公文書開示状況（6月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
26	H31.4.11	R1.6.10	(1)本日4月11日の定例会の38号議案「生徒と教員へのメッセージ」を作成し発出するまでの起案・協議した文書のうち「自他の権利の尊重」「人権の尊重」憲法及び子どもの権利条約の「思想良心・信教・表現の自由」「意見表明権」に言及したりその後削除した利した文書 (2)2019年4月5日号「週刊金曜日」アンテナ欄のジャーナリスト●●●●さんと●●●●さんの執筆記事について、都教委事務局（教育情報課のみならず指導部も含め）で供覧し、反論など対策を協議した文書（非常勤職員の氏名は除く）	-				1											請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部管理課
27	R1.6.3	R1.6.12	都立南大沢学園（30）空調設備改修工事 工事設計内訳書	34	1															教育庁都立学校教育部宮繕課
28	R1.5.30	R1.6.13	委託契約書（契約番号30-60280）	15	1															教育庁指導部管理課
29	R1.6.3	R1.6.13	都立高等（中等教育学校等を含む附属も）の都市ボランティア募集の職員会議録企画調整会議録に数校見つかった「オリパラ局か都教委から人数を割り当てられた」旨記録があるので、都教委から各校に割り当てたことが分かる文書	-				1											都市ボランティアの募集において、東京都教育委員会は都立高校等に人数の割当てを行っていない。したがって、請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁指導部管理課
30	R1.6.4	R1.6.14	都立蔵前工業高等学校（東31）照明設備改修工事 都立荒川工業高等学校（東31）証明設備改修工事	53	1															東京都東部学校経営支援センター管理課
31	R1.6.6	R1.6.17	都立蒲田高等学校 建物清掃委託 都立六郷工科高等学校 建物清掃委託 環境整備（日常業務・年次業務）詳細仕様書	10	1															東京都東部学校経営支援センター管理課
32	H31.4.18	R1.6.17	工事のご案内【都立日野台高等学校(29)グラウンド改修工事】(平成30年3月吉日付)の近隣配付文書	5		1						1							業者の社員名及び個人携帯番号については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（情報公開条例第7条第2号に該当）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
33	H31.4.28	R1.6.17	平成31年4月15日都庁舎環境局環境改善課において公文書（31環改化第80号平成31年4月12日付）について内容を職員2名より説明を受けていた際、突然同課課長某が妨害をして、職員2名を帰席させた。これは、内容につき職員の説明に誤りがあり、当方がその旨指摘したところ、東京都情報公開条例に基づく「情報公開請求」を妨害するものであります。当方は、環境局、教育庁及び財務局における都立日野台高校土壤汚染改良工事秘匿及び嘘偽説明事件について昨年来情報公開請求を行っておりますが、時に東京都施設内への警察の介入による“情報公開請求中”の妨害等の由々しき行為を受けています。被害者である同校生徒・保護者・教職員及び周辺住民の“知る権利”に基づき“説明する義務”のある東京都は直ちに“事実”を“証拠”をもって説明してください。 1 東京都が日野台高校のグラウンドには土壤汚染がないと嘘偽の表明をした理由・根拠。 2 何十年に渡り土地土壤汚染改良工事をする際に周辺住民の健康被害を一切考慮せずに土壤改良工事等のお知らせ看板の設置を事業者の判断に委かせ続けてきた暴挙の理由・根拠。 3 (1) 東京都の暴挙の非を認め、平成31年4月より前記2の任意から義務に変更して理由・根拠。 (2) 任意から義務へと土壤汚染工事の際の周辺住民への告知の義務の決定となった意思決定過程を表明するもの（当該文書は公文書） (3) 当該変更に伴う移行処置としての取扱いについて記載された文書等。 (4) 当該対象となる東京都保有建築物全て（都立高校） 4 2における平成31年3月迄土壤汚染改良工事等のお知らせ看板の設置を事業者の判断に委かせてきたのは、東京都の説明によると「健康上の被害は一切ない。」と説明を受けています。（音声記録あり）かかる主張する理由・根拠を全ての“証拠”の開示。 (1) 住民等健康調査書等（数値・データを含む名称の如可を問わず） ※土壤汚染関連内容 (2) (1)の決裁文書等（最終決裁者） (3) 住民等健康調査等（数値・データを含む名称の如可を問わず）がない場合、東京都の説明による「健康上の被害は一切ない。」（音声記録あり）から土壤汚染工事等を周辺住民に知らせなくてもいいとの説明内容が、土壤汚染対策法及び環境確保条例の制度趣旨を損なうこととなります。その場合の理由・根拠。 5 仮に東京都が「健康上の被害は一切ない。」（音声記録あり）は、事実と反し表明していないと主張する場合、その主張を“証明”する全ての“証拠”を開示してください。 6 都立日野台高校における校舎改修工事におけるグラウンド改修工事が (1) 土壤汚染土改良工事でなかった (2) 仮設のプレハブ校舎の設置によるグラウンドの荒れ、ネット等の老朽化によるため土地改良工事であった。 (3) 土地土壤改良工事の内容については、都立日野台高校生徒・保護者及び近隣住民だけでなく、隣地の日野市立大坂上中学生徒・保護者、近隣住民にも一切東京都から告知していない。 以上(1)(2)(3)を証明する全ての“証拠”を開示してください。以上	-				1											1 東京都（教育庁）は、当該高校のグラウンドには「土壤汚染はない」との主張はしていない。したがって、開示請求者の言う虚偽の表明はしていないため、その理由・根拠を示す公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため 2 土地の土壤汚染の対策工事は監督官庁の指導、助言等を受け、届出内容に基づき適正に工事を実施したものである。なお、「お知らせ看板」の設置を任せ続けてきたというのは、請求者の意見であり、そのことに対する理由、根拠を示す公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため 3 教育庁は、当該変更に関する意思決定過程に関与していないため、(1) その変更理由、(2) 意思決定過程を表明する文書、(3) 移行措置の取扱いについて記載された文書を作成及び取得していない。また、平成31年4月から開示請求時点までにおいて、(4) 移行措置の取扱いの対象となる都立高校は存在しないため 4 教育庁は、「健康上の被害は一切ない」との主張はしていないため、当該理由を「お知らせ看板の設置」にかかる説明とした事実はない。よって、請求に係る文書は作成していない。また(1)「住民等健康調査等」は行っていないため、(2)(1)の決裁文書等も作成しておらず、(1)及び(2)は存在しないため 5 教育庁は、「健康上の被害は一切ない」との主張はしていないが、表明していないことを証明する記録は作成しておらず、存在しないため 6 教育庁は、日野台高校におけるグラウンド改修工事において、①土壤汚染対策工事を実施しているため、土壤汚染対策工事はなかったとの公文書は作成していない。また、平成30年3月吉日付文書中に「土壤汚染対策工事：汚染除去」との記載をして近隣住民の方へ配布しているため、③「一切東京都から告知していない」ことを証明する文書は作成していないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
34	R1.6.4	R1.6.18	都立芦花高等学校（中30）体育館照明設備改修工事 都立文京高等学校（中30）体育館照明設備改修工事 都立北豊島工業高等学校（中29）非常用照明設備改修工事	72	1															東京都中部学校経営支援センター管理課
35	R1.6.7	R1.6.18	平成30年度卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱・会場設営等に関する調査結果 平成31年度入学式における国旗掲揚・国歌斉唱・会場設営等に関する調査結果 公立小・中学校、都立高等学校、都立特別支援学校における平成30年度卒業式及び平成31年度入学式での国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査について（回答）（上野高等学校、田無工業高等学校、大島高等学校、白鷺特別支援学校及び永福学園）	16	1															教育庁指導部管理課

31年度 公文書開示状況（6月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
36	R1.6.4	R1.6.19	都立農芸高等学校(31)体育館照明設備改修工事 都立八王子東高等学校(31)体育館照明設備改修工事 都立足立東高等学校(30)武道場天井その他改修電気設備工事 都立浅草高等学校(30)非常用照明改修工事 都立国際高等学校(30)体育館照明設備改修工事	166	1																教育庁都立学校教育部営繕課	
37	R1.6.5	R1.6.19	支出命令書(支出命令書番号00013-01、00013-02、00015-01、00072-01、00166-01、00264-01及び00354-01) 前渡金支払予定書(書籍「明日を拓く」116号、117号及び118号の購入に係る分)	33		1						1	1	1							法人口座情報については、法人の内部管理情報で、公にすることにより、教総情の地位又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため(情報公開条例第7条第3号に該当) 法人印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第4号に該当) 一般非常勤職員の氏名(印影)及び団体の氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため(情報公開条例第7条第2号に該当)	教育庁総務部教育政策課
38	R1.6.11	R1.6.21	平成29年3月23日付けの中学校等別評定割合(個表) 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成28年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況一 調査対象626校(中等教育学校、義務教育学校を含む)のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた576校 平成30年3月22日付けの中学校等別評定割合(個表)一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成29年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況一調査対象625校(中等教育学校、義務教育学校を含む)のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた573校	6	1																教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
39	H31.4.22	R1.6.21	東京都は、今回の都立日野台高校校舎改修工事の実施に伴い、グラウンド工事と同時に実施しています。東京都は当該グラウンド工事理由を生徒・保護者及び近隣住民に一切説明をしていません。 1 東京都が生徒・保護者及び近隣住民に一切秘匿している、グラウンド工事の原因理由 2 (1)何故グラウンド工事の原因理由を秘匿したのか その理由・根拠。 (2)万一、理由及び根拠を説明していると主張する場合 (イ)時期(口)誰に対し(ハ)どのような方法で(ニ)どこで(ホ)報告した内容を具体的かつ客観的な根拠に基づき開示下さい。 3 東京都が当該グラウンド工事の計画を立案し工事を実施した際、生徒・保護者及び近隣住民に工事理由を秘匿した際、同一所有者から取得して工事理由となった原因の蓋然性が極めて高い「日野市」に対しても説明をしなかった理由・根拠。 (2)そもそも当該グラウンド工事理由となる根拠条文及び根拠条例なるものは何か？ 4 日野市が所有する土地は、現在「日野市立大坂上中学」が存在し、学校生活が営まれています。 ①都立日野台高校の生徒・保護者。②市立大坂上中学校の生徒・保護者。③近隣住民 ④日野市 各々に当該理由を告知しなくとも“健康上の被害”については一切問題ないと断言する東京都の理由・根拠。 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”の全てを開示ください(決裁文書等を含む)。	-																	(1)東京都(教育庁)は、グラウンド工事の実施に当たり、生徒・保護者及び近隣住民に原因理由を秘匿していないため、請求に係る公文書は作成しておらず、存在しないため (2)東京都(教育庁)は、グラウンド工事の実施に当たり、原因理由を秘匿していない。また、グラウンド工事の理由及び根拠を説明したことを記録した文書は作成しておらず、存在しないため (3)東京都がグラウンド工事を計画立案し工事を実施した際に日野市に対して説明をしていないが、その理由及び根拠を記録した文書は作成しておらず、存在しないため (4)当該グラウンド工事は、都立日野台高等学校の改修工事の一部として行われたものであり、グラウンド工事を実施する理由となる条文及び条例は存在しないため (5)東京都(教育庁)は、日野市(市立大坂上中学校)の所有する土地に対し、健康上の被害について一切問題ないと断言する東京都の理由・根拠を記録した文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
40	H31.4.25	R1.6.24	平成30年10月5日付30教指企第1020号「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における子供の競技観戦について(通知)」 1の起案文 平成30年9月28日付事務連絡「東京2020大会ボランティア募集に係るPRの御協力について(依頼)」 3の簡易決裁 電話連絡原稿 平成30年12月4日校長連絡会資料 平成30年12月事務連絡「東京2020大会ボランティア募集に係るPRの御協力について(依頼)」 問合せ記録	33	1																教育庁指導部管理課	
41	H31.4.25	R1.6.24	平成30年11月22日付30教指企第1248号「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における子供の競技観戦に係る意向調査について(依頼)」 9の起案文 平成30年11月30日付事務連絡「東京2020オリンピック・パラリンピック大会における子供の競技観戦に係る意向調査について(依頼)」における観戦の対象となる会場(予定)の訂正について」 11の簡易決裁 東京2020大会 都市ボランティア 申込用紙	40		1						1									個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(情報公開条例第7条第2号に該当) 現在も検討・協議中の事項であり、公にすることにより未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じるおそれがあるため(情報公開条例第7条第5号に該当)	教育庁指導部管理課
42	H31.4.25	R1.6.24	(1)都立千歳丘高校・新宿山吹高校が指導企画課・高等学校教育指導課等に報告した文書一式 (2)2020大会開催年度に中学校・高校に在籍する生徒は、大会関連ボランティアを体験できるよう、別途検討中一だ。【※「PDF略称ファイル名=都五輪都市ボラ募集1811」の2頁目を参照】 指導企画課・高指課・義務指導課等が2019年4月25日までに起案・作成した文書一式	-																	(1)都立千歳丘高等学校及び都立新宿山吹高等学校から報告を受けていないため、請求に係る公文書は存在しない。 (2)東京2020大会開催年度における、中学校及び高等学校(相当する学校)に在籍する生徒の大会関連ボランティア体験については、請求日現在検討中であり、検討に係る文書を含め、公文書を作成していない。よって、請求に係る文書は存在しない。	教育庁指導部管理課

31年度 公文書開示状況（6月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
43	H31. 4. 25	R1. 6. 24	「都立日野台高等学校の大規模改修工事について」（平成30年6月16日） 東京都教育庁都立学校教育部他作成公文書について、 1ページ「…特別教室棟については、平成17年の耐震補強工事で1階壁面に二か所耐震ブレースを設置し、また、ピロティ部分の柱を鉄板で4か所補強して耐震性を確保している」と主張するが、別紙「報告書」（平成28年9月20日東京府決裁文書）「調査範囲」で示されている「…特に2階は構造上検討が必要となるジャンカが存在しているため、耐力壁の調査も視野に入れて調査範囲の検討を行う必要がある。」と公文書に記載されている。 1 3ページ「…日野台高校の特別教室棟の耐震性に問題はない。」1階の耐震補強工事が2階の2階の建物構造体を建物構造体を構成する部材（柱本体）のコンクリートかぶり厚不足にかえて「ジャンカ等が発見され（爆裂等）躯体を貫通してしまいう部分もあり、鉄筋の状態も錆び腐食が進んでいる状態」と報告されている中で、耐震性は確保されていると主張する、具体的な理由・根拠（数値・データを含む） (2) 3ページ「日野台高校の特別教室棟の耐震性に問題はない。したがって、第三者機関に委託して耐震性能の調査を行う必要はないと考える。」と公文書に記載されている。 そのように判断した、具体的かつ客観的な理由根拠（数値・データを含む）	-				1										(1) 東京都（教育庁）は、請求に係る理由根拠を記録した公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため (2) 東京都（教育庁）は、第三者機関に委託して耐震性能の調査を行う必要はないと考える理由根拠を記録した文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
44	H31. 4. 25	R1. 6. 24	「都立日野台高等学校の大規模改修工事について」（平成30年6月16日） 東京都教育庁都立学校教育部他作成公文書について、 1ページ「…特別教室棟については、平成17年の耐震補強工事で1階壁面に二か所耐震ブレースを設置し、また、ピロティ部分の柱を鉄板で4か所補強して耐震性を確保している」と断言しているが、別紙「工事状況報告書」（平成28年9月19日決裁文書）及び「報告書」（平成28年9月20日決裁文書）より“耐震性を確保している。”と称する具体的箇所を指摘して下さい。 (2)また、“耐震性を確保している”と称する具体的かつ客観的な条文・条例・学術論文等全ての証拠 (3)これに対する都の構造専門職の見解等のすべて (4)“耐震性を確保している”と説明した事が事実と反する場合、何故PTA役員会でそのような虚偽の説明をしたのか、理由・根拠。	-				1										(1) 東京都（教育庁）は、請求に係る具体的箇所を指摘した公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため (2) 東京都（教育庁）は、請求に係る具体的かつ客観的な条文・条例・学術論文等の文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため (3) 東京都（教育庁）は、請求に係る都の構造専門職の見解等の文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため (4) 東京都（教育庁）は、PTA役員会で虚偽の説明は行っておらず、請求に係る理由・根拠を記録した文書は存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
45	H31. 4. 25	R1. 6. 24	都立日野台高等学校改修工事スケジュールの変更について（平成29年1月吉日）	1	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
46	H31. 4. 25	R1. 6. 24	工事のご案内【都立日野台高等学校(29)グラウンド改修工事】（平成30年3月吉日付）	5		1					1								業者の社員名及び個人携帯番号については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（情報公開条例第7条第2号に該当）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
47	H31. 4. 25	R1. 6. 24	「都立日野台高等学校の大規模改修工事について」（平成30年6月16日） 東京都教育庁都立学校教育部他作成公文書について、 1 2ページ「11月17日及び27日に出席した保護者には議事録を配布し、欠席された方も希望者には経営企画室から議事録の写しを配布した。」とあるが大島校長は、欠席した保護者に前記議事録の存在をどのように知らせたのか？の質問に大島校「“欠席した保護者には何も連絡していない。”」と回答を得ています。 (2)そのような状態で、欠席した保護者に議事録の存在をどのように知らせたのか？その具体的な方法等の証拠 (3)何故このような不備な対応をしたのか、理由・根拠。 2 (3)(2)で周知及び周知させる文書等を作成しなかった場合、その理由・根拠。 以上の全ての“事実”を証明する“証拠”の全てを開示下さい。（決裁文書等を含む）以上	-				1											(1) 東京都（教育庁）は、請求に係る公文書は作成しておらず、存在しないため (2) 東京都（教育庁）は、近隣住民へ周知する文書を作成している。よって、請求に係る公文書は、作成しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
48	H31. 4. 25	R1. 6. 24	「都立日野台高等学校の大規模改修工事について」（平成30年6月16日） 東京都教育庁都立学校教育部他作成公文書について、 2ページ「…劣化部分を削り取り、モルタルの充填を行うなどの方法で補修を行っており“耐震安全上問題ない。”と東京都は断言しているが 「工事状況報告書」（平成28年6月14日決裁文書） 「報告書」（平成28年9月20日決裁文書） より劣化部分を削り取り、モルタルの充填を行う方法で補修を行って “耐震安全上問題がない”と称する具体的かつ客観的な証拠（数値・データを含む） (2) 万一、前期「工事状況報告書」及び「報告書」が虚偽の場合、東京都が保護者に説明しなかった理由・根拠を示す全ての証拠。 以上の全ての“事実”を証明する“証拠”の全てを開示下さい。（決裁文書等を含む）以上	-				1											(1) 東京都（教育庁）は、請求に係る具体的かつ客観的な公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため (2) 「工事状況報告書」及び「報告書」は虚偽ではないため、東京都（教育庁）は、請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課

31年度 公文書開示状況（6月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
49	H31.4.25	R1.6.24	都立日野台高等学校（H17）耐震補強工事 工事検査調査書	1	1																教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
50	H31.4.25	R1.6.24	・平成13年度都立日野台高等学校（13）耐震診断調査 校舎② 特別教室棟報告書 ・都立日野台高等学校（H17）耐震補強工事 工事完了届	631	1						1	1									業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（情報公開条例第7条第2号に該当） 業者の印影及び学校の施設名及び教室名の一部については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
51	H31.4.25	R1.6.24	「都立日野台高等学校の大規模改修工事について」（平成30年6月16日） 東京都教育庁都立学校教育部他作成公文書について、 1 3ページ「…また、平成17年に実施した耐震補強工事では、“耐震診断結果に基づき特別教室棟1回の壁面に2ヶ所の耐震ブレースを設置し、1階のピロティ一部分の柱4本を鉄板で補強する工事を行っている。」とあるが (3) 「工事状況報告書」（平成28年6月14日決裁文書） 「報告書」（平成28年9月20日決裁文書）に記載されている。 「ジャンカが各階で分散して存在しているため基本的には柱部材は全個所で仕上げ材の撤去を行い調査を行うのが望ましい。特に2階は構造上検討が必要となるジャンカが存在しているため、耐力壁の調査も視野に入れて調査範囲の検討を行う必要がある。」と記されているが (イ) 指摘内容の全ての調査結果（数値・データを含む） (ロ) 万一、当該調査を1つでも実施していない場合、その具体的・理由 (ハ) H17年度の特別教室棟1階の壁面2ヶ所の耐震ブレースの設置とピロティ一部分の柱4本の鉄板で補強工事がH28年度の2階の構造上検討が必要となるジャンカの存在が耐震性能上の安全性を担保すると称する東京都の主張の根拠となるその理由・根拠 2 3ページ「…柱の高圧洗浄を行った際にはじめてモルタルの劣化が確認されたもので当初から想定できるものでなく、工事遅延を未然に防ぐことはできなかった。」とあるが、東京都は、不可抗力である故、責任がないと表明しているのか？あるいは何等かの言い訳をしているのか？必ずしも意味内容が定かではないが、東京都が当該不具合につき「当初から想定できるものではなく工事遅延を未然には防ぐことはできなかった。」と称する具体的な理由・根拠に基づいた“事実”を証明する“証拠”の全て。 3 3ページ「…仮設校舎での教育活動や運動場が使用できないことによる学校外の運動場使用等の期間が延びたことについては…」当該建築工事に伴い、東京都は運動場の工事も実施した。これにより生徒達は運動場が使用できず、学校外の運動場使用等の期間が延びる不利益を享受させられた。東京都が生徒・保護者に秘匿した運動場の本当の工事理由とは何か？具体的に (2) 何故、東京都は運動場の工事理由を完了まで生徒・保護者・近隣住民及び日野市・市立大坂上中学校生徒・保護者に一切説明しなかったのか、その理由・根拠。 (3) 説明したと称する場合その全ての証拠 (4) 説明していない場合、その具体的理由・根拠 以上1～3(4)に至るまでの“事実”を証明する“証拠”の全てを開示下さい。（決裁文書等を含む） 以上	-																東京都（教育庁）は、請求に係る調査結果及び理由・根拠を記した文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
52	H31.4.25	R1.6.24	「都立日野台高等学校の大規模改修工事について」（平成30年6月16日） 東京都教育庁都立学校教育部他作成公文書について、 1 P3「都教委の回答」 「平成13年に実施した耐震診断調査結果に基づき、平成17年に実施した耐震補強工事により校舎の耐震性は確保されている。」と表明しているが、耐震性が確保されている事を証明することの具体的理由・根拠。（数値・データ含む） (2) 万一、これが作成・保有されていない場合「平成17年度に実施した耐震補強工事により校舎の耐震性は確保されている。」との虚偽の表明をした理由・根拠。 2 3ページ「…都の建築構造専門職を交えた現況調査を実施し…」と表明するが、何故都の構造専門職なるものは報告書等1枚も文書を作成していないのか？ (2) 何故都の構造専門職なる者は現地調査に出ながら、誰と行ったのか、何の調査に行ったのか、調査内容につき誰に報告をしたのか何も覚えていないのか？（30財建技第295号平成31年1月29日付「平成31年1月10日音声データ参照） (3) 構造専門職なる者の上司は何の報告を受けたのか 3 3ページ「…日野台高校の特別教室棟の耐震性に問題はない。したがって、第三者機関に委託して、耐震性能の調査を行う必要はないと考える。」と表明しているが、そのように東京都が考える理由・根拠（数値・データを含む）。 以上の全ての“事実”を証明する“証拠”の全てを開示下さい。（決裁文書等を含む）以上	-																	(1) 東京都（教育庁）は、請求に係る具体的な理由・根拠を記録した公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため (2) 東京都（教育庁）は、請求に係る虚偽の表明はしていない。よって、虚偽を表明した理由・根拠を記録した文書は作成及び取得しておらず、存在しないため (3) 東京都（教育庁）は、建築構造専門官が行ったことに関して記録した公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため (4) 東京都（教育庁）は、請求に係る第三者機関への委託の要否について、その理由・根拠を記録した文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課

31年度 公文書開示状況（6月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
53	H31. 4. 25	R1. 6. 24	<p>「都立日野台高等学校の大規模改修工事について」（平成30年6月16日） 東京都教育庁都立学校教育部他作成公文書について、</p> <p>1 5ページ「本校校舎改修工事計画は、何を検討資料として策定、実施されたのか？工事完了した校舎の安全性は何を担保に主張されるのか？それを保証する具体的かつ客観的な数値・データは何か？」との保護者の質問に何等回答せず、公文書の開示不備の言い訳をして話しをすり替えている。その理由・根拠。</p> <p>(2) 又、質問に対する具体的理由・根拠（数値・データ含む）</p> <p>4 「平成17年の耐震補強工事の竣工図（完成図）は、以前より存在は確認されており、平成13年の耐震診断調査時に作成された補強案に則った工事がなされていることが確認できる。」と表明しているが、同様な思考の下、耐震補強工事がなされた東京都保有建築物（都立の全ての学校の）の全て。</p> <p>(2) 平成17年の耐震補強工事の竣工図（完成図）の存在が、平成13年の耐震診断調査時に作成された補強案に則った工事がなされていると確認できる事により、耐震安全上の問題が絶対にないと称する理由・根拠（数値・データを含む）</p> <p>以上 1～3 (4)に至るまでの“事実”を証明する“証拠”の全てを開示下さい。（決裁文書等を含む） 以上</p>	-			1												<p>(1) 東京都（教育庁）は、請求に係る具体的理由・根拠を記した文書は作成及び取得しておらず、存在しないため</p> <p>(2) 東京都（教育庁）は、請求に係る同様な思考の下、耐震補強工事がなされた東京都保有建築物（都立の全ての学校の）の全てを記録した公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため</p> <p>(3) 東京都（教育庁）は、請求に係る耐震安全上の問題が絶対にないと称する公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため</p>	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
54	H31. 4. 25	R1. 6. 24	<p>「都立日野台高等学校の大規模改修工事について」（平成30年6月16日） 東京都教育庁都立学校教育部他作成公文書について、</p> <p>1 当該公文書は、何故、PTA役員だけに交付・説明されたにもかかわらず、一般保護者には一切交付説明されなかったのか？何故一般の保護者を、東京都はPTA役員と差別したのか？その理由・根拠</p> <p>① 東京都教育庁都立学校教育部 ② 東京都財務局建築保全部 ③ 都立日野台高校監理責任者</p> <p>2 以上の全ての“事実”を証明する“証拠”の全てを開示下さい。（決裁文書等を含む）以上</p>	-			1												東京都（教育庁）は、請求に係る理由・根拠を記した文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
55	H31. 4. 25	R1. 6. 24	2018年度（平成30年） 日野台高校PTA臨時役員会議事録	3	1						1								東京都職員以外の者の氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（情報公開条例第7条第2号に該当）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課

31年度 公文書開示状況（6月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
56	H31.4.25	R1.6.24	<p>「都立日野台高等学校の大規模改修工事について」（平成30年6月16日 東京都教育庁都立学校教育部他作成公文書について、</p> <p>東京都は、平成29年8月8日、開示請求者を16時に日野台高校に呼び出し、校長及び副校長立会いの下、開示請求者に謝罪をした。別紙「開示請求書」（平成29年8月31日 教育庁総務部総務課取受）</p> <p>その際、日野台高校の校舎改修工事が遅延した理由の説明が不明瞭であり、分からない為、「保護者説明会議事録」参照 再度の説明会を求めた所、了承し校長及び副校長も確認しました。しかし、これを東京都は反故にしたため開示請求者は、平成30年度開催された第2学年 第3学年各学年集会において「平成29年8月8日、日野台高校において、校長及び副校長が立ち合いの下で、東京都が校舎改修工事遅延原因を調査の際の不手際について“謝罪”した際に約束させた、再度の説明会を何故中止したのかの問いに対し。」校長は、学年集会で「教育庁の何等かの理由により中止」との不可解な発言をした。</p> <p>1 東京都は、校長が述べた約束した校舎改修工事の保護者への説明会を何故この時点で中止したのか？ (2) 校長が述べた“何等かの理由”とは一体何か？ (3) その後平成30年PTAの役員だけに「校舎大規模改修工事について」を (イ) 都教育庁都立学校教育部 (ロ) 都財務局建築保全部 が資料作成・交付しているが、その具体的理由・根拠 (4) 係るPTA役員のみ資料付説明を実施し一般保護者には何等、当該PTA役員に配布し説明をしない“差別”を行なった具体的理由根拠。 (5) もし(4)の資料配布・同内容の説明を行なったと称する場合。 (イ) いつ (ロ) どのような方法で通知し (ハ) 開催場所 (ニ) 出席者 (ホ) 議事録 の全ての“証拠”。</p> <p>2 一般の保護者には、「開催する事及び開催した事を何故か一切秘匿されて実施された。」「都立日野台高等学校の大規模改修工事について」東京都教育庁都立学校教育部 東京財務局建築保全部（平成30年6月16日） 何故か、一般保護者は“差別”されPTA役員のみ交付説明された同交付文書につきその“決裁文書” (イ) 万一、“決裁文書がない場合には“起案文” (ロ) (4)がない場合には、その理由・根拠。又、その直属の上司の報告書を含めて全ての文書等。 4 「東京都コンプライアンス基本方針」において、このような由々しき職務遂行を行なった東京都が、全く問題がなかったと主張する場合、次の事項につき、それを具体的に証明する理由・根拠 (1) 都民（保護者）への誠実・公正な対応 (2) 業務の執行に当たっては、根拠となる法令等（法律、政令、条例、規則等）ルール（制度所管の要綱、通知、手引等）組織方針等の確認を心がける。 (3) 都民（保護者）の理解と納得を得るに足る“説明責任”を果たす。 (4) 都民（保護者）からの意見、相談、要望等に誠実かつ公平・公正に対応する。 (5) (1)～(4)につき、具体的にこのような“事実”に反することはなかったと称する“証拠”が提示できない場合、「東京都コンプライアンス基本方針」に違反したと見做す。</p> <p>以上、1～4の全ての“事実”を証明する“証拠”の全てを開示下さい。（決裁文書等を含む。）以上</p>	-				1												(1) 東京都（教育庁）は、請求者の言う場において、校舎改修工事の保護者説明会を開催する約束はしていない。よって、説明会を行わない理由及び「何らかの理由」を記録した公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため (2) 東京都（教育庁）は、請求に係る資料作成・交付をした具体的理由・根拠を記録した公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため (3) 東京都（教育庁）は、請求に係る資料付説明を請求者の言う一般保護者へ配布し説明をしない具体的理由・根拠を記載した公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため (4) 東京都（教育庁）は、請求に係る「都立日野台高等学校の大規模改修について」の文書の決裁文、起案文、報告書は作成及び取得していない。また、その理由・根拠を記録した公文書も作成及び取得していない。 (5) 東京都（教育庁）は、請求に係る職務遂行において、全く問題がなかったと具体的に証明する理由・根拠を記録した公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
57	H31.4.25	R1.6.24	2017年8月31日付「開示請求書」	3	1						1								開示請求者の氏名、住所、連絡先、発言内容、業者の社員名及びその者達の行動内容については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（情報公開条例第7条第2号に該当）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
58	H31.4.25	R1.6.24	都立日野台高等学校（H17）耐震補強工事 工事検査調査書	1	1															教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
59	H31.4.25	R1.6.24	<p>・平成13年度都立日野台高等学校（13）耐震診断調査 校舎② 特別教室棟報告書 ・都立日野台高等学校（H17）耐震補強工事 工事完了届</p>	631	1						1	1							業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（情報公開条例第7条第2号に該当） 業者の印影及び学校の施設名及び教室名の一部については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
60	H31.4.25	R1.6.24	<p>「都立日野台高等学校の大規模改修工事について」（平成30年6月16日 東京都教育庁都立学校教育部他作成公文書について、</p> <p>2 1ページ「…柱のモルタル部分に劣化がみられたため、都の建築構造専門職を交えた現況調査を実施し、その後、8月中旬に調査方針を決定し、9月より施工業者による状況調査を実施した。」と称しているが (1) 都の構造専門職（海野某）は、H31年1月10日に直接聴取すると、「いつ現地に行ったのか、実際に行ったのかどうか覚えていない。報告書等、書類関係は一切作成していない。何の調査だったのか、その内容についてどの上司に報告したのかも一切覚えていない」別紙「平成31年1月10日音声データ」参照 と発言しています。都の建築構造専門職（海野某）なる者の当該事案の全ての調査内容につき具体的な全ての証拠。 (2) (1)の証拠がない場合、当時の被報告者（上司）の業務把握が行われたかを証明する全ての証拠 (3) (2)が作成・保有されていない場合の全ての証拠。</p> <p>1～2(4)の全ての“事実”を証明する“証拠”（数値・データ・決裁文書を含む）を開示下さい。 以上</p>	-				1										東京都（教育庁）は、都の構造専門職に関する調査内容及び被報告者（上司）に関する文書は、作成及び所得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課		

31年度 公文書開示状況（6月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
61	H31.4.25	R1.6.24	都立日野台高等学校（27）改修工事 報告書 都立日野台高等学校（27）改修工事 発生材報告書 2 都立日野台高等学校（27）改修工事 工事状況報告書 都立日野台高等学校（27）改修工事 コンクリート供試体圧縮強度試験報告書 16 都立日野台高等学校（27）改修工事 記録の報告書 都立日野台高等学校（27）改修工事 材料搬入報告書 都立日野台高等学校（27）改修工事 材料試験等報告書 都立日野台高等学校（27）改修工事 主要資材発注予定報告書			1												業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため 学校の施設名及び教室名の一部については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）	東京都立日野台高等学校	
62	H31.4.25	R1.6.24	・都立日野台高等学校 特別教室棟 状況報告書			1						1						業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（情報公開条例第7条第2号に該当） 学校の施設名及び教室名の一部については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
63	H31.4.25	R1.6.24	東京都は、何故日野台高校の校舎改修工事が不具合（ジャンカ等）が発覚後、（平成28年6月）コンクリート圧縮強度試験を翌平成29年2月に行なったのか？平成28年11月に学校にて東京都が保護者説明会後に試験を行なった 1 その理由・根拠。 (2) 保護者説明会時の資料で、コンクリート圧縮強度関係の安全性を担保している説明部分。 2 当該コンクリート圧縮強度試験報告書関係の全ての「情報公開請求」をしたにも係らず「開示決定通知書」として別紙しか開示しなかった理由・根拠。 以上の全てのコンクリート圧縮強度試験報告書 3 2の全てのコンクリート圧縮強度試験でコア採取を行なっていません。別紙「工事状況報告書」等の中でコンクリートの強度は安全であると東京都が主張し続ける理由・根拠。 (2) 平成28年11月17日・同年11月27日に東京都が保護者説明会資料で、まだコンクリート圧縮強度試験を実施する前に「耐震上現状問題はなく」と表明した理由・根拠 (3) 前記「起案文」及び「決裁書」の全て 以上1・2・3の全ての“事実”を証明する“証拠”となる文書等（各種報告書・決裁文書・供覧書等）を開示下さい。以上	-														(1) 東京都（教育庁）は、保護者説明会後にコンクリート圧縮試験を行った理由・根拠を記した文書は作成及び取得しておらず、存在しないため (2) 東京都（教育庁）は、保護者説明会時の資料におけるコンクリート圧縮強度関係の安全性を担保している説明する部分はないため (3) 東京都（教育庁）は、請求に係る理由・根拠を記録した公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
64	H31.4.25	R1.6.24	コンクリート供試体圧縮強度試験報告書 H29.2.28 コンクリート供試体圧縮強度試験報告書 H29.3.10 コンクリート供試体圧縮強度試験報告書 H29.4.15 コンクリート供試体圧縮強度試験報告書 H29.6.24 コンクリート供試体圧縮強度試験報告書 H29.8.18 コンクリート供試体圧縮強度試験報告書 H29.8.21 コンクリート供試体圧縮強度試験報告書 H29.11.22 コンクリート供試体圧縮強度試験報告書 H29.11.25			1												業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）	東京都立日野台高等学校	
65	H31.4.25	R1.6.24	都立日野台高等学校（H17）耐震補強工事 工事検査調査書	1	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
66	H31.4.25	R1.6.24	・平成13年度都立日野台高等学校（13）耐震診断調査 校舎② 特別教室棟報告書 ・都立日野台高等学校（H17）耐震補強工事 工事完了届	631		1												業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（情報公開条例第7条第2号に該当） 業者の印影及び学校の施設名及び教室名の一部については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	

31年度 公文書開示状況（6月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
67	H31.4.25	R1.6.24	2 日野台高校校舎改修工事遅延について「保護者説明会」等において（面談時においても）東京都で何度も東京都では、「特別教室棟の柱の仕上げモルタル部分に劣化が見られたが、“都の建築構造専門職を交えた現況調査をしたから「耐震安全上問題はない。」「耐震性は確保されている。」と主張するが、”都の建築構造専門職なる者を交えた現況調査が、日野台高校改修工事途中不具合発覚、調査・補強工事・改修工事再開により、東京都が否定する“ジャンカ”「脆弱なコンクリート（爆裂・ジャンカ等）が発見され躯体を貫通してしまう部分もあり、鉄筋の状態も錆び腐食が進んでいる状態」（特に2階が顕著）にあり、工事後に初めて気づき、10年前に1階の補強工事をしたので“耐震上の問題はない”との主張を繰り返す東京都の“構造専門職当該工事における関与を個人及び所属部署の具体的な理由・根拠。 以上の全ての“事実”を証明する“証拠”の全てを開示下さい。（決裁文書等を含む）	-				1											東京都（教育庁）は、都の構造専門職の当該工事への関与等に関する文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
68	H31.4.25	R1.6.24	「東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課 東京都財務局建築保全部施設整備第二課 開示請求者宛「都立日野台高等学校の大規模改修について」（平成29年11月22日） 2 (3) 平成29年11月6日「対応記録票」を開示下さい (4) (3)が作成・保有されていない場合、その具体的な理由 (5) 平成29年8月8日別紙開示請求書（教育庁総務部総務課 平成29年8月31日收受）に東京都が開示請求者に対し“謝罪”した際 (イ) 何故に如くなる理由により、東京都の職員が開示請求者に“謝罪”したのか これらが不明のため、わかりやすく丁寧な説明を文書にて示して欲しい 要望した際の「対応記録票」を開示下さい。 (ロ) (イ)が作成・保有されていない場合 その具体的な理由 以上1～2(ロ)の全ての“事実”を証明する“証拠”の全てを開示下さい。（決裁文書等を含む。）以上	-				1											東京都（教育庁）は、請求に係る対応記録票は作成していない。また、対応記録を作成しない具体的な理由を記録した公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
69	H31.4.25	R1.6.24	平成30年7月28日、日野台高校において開催された「都立日野台高等学校の大規模改修工事について」東京都教育庁等が受領した“不参加の保護者”の質問状につき開示請求します以上	-				1											東京都（教育庁）は、平成30年7月28日に開催した説明会における不参加保護者から質問状は受領しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
70	H31.4.25	R1.6.24	・728臨時保護者会の議事録（2018・7・30付） ・臨時保護者会の開催について（平成30年7月12日付）	6	1															教育庁都立学校教育部高等学校教育課
71	H31.4.25	R1.6.24	平成30年7月28日、都立日野台高校で開催された。「都立日野台高等学校の大規模改修工事について」東京都教育庁において2 音声記録 以上の全ての“事実”を証明する“証拠”について開示下さい。（決裁文書等を含む） 4 同説明会において、保護者より「何故グラウンド（校庭）の工事が必要なのか？という質問に対し、都教育委員会、財務局、日野台高校校長及び副校長は何と回答したか (2) その理由・根拠。 (3) 秘匿された内容。 (4) 秘匿した理由・根拠。 (5) 秘匿した理由を説明したと主張する場合 その具体的かつ客観的な証拠 (6) 秘匿した内容について近隣住民にも秘匿した理由・根拠。 (7) 秘匿した内容につき隣地日野市立大坂上中学校の生徒・保護者にも秘匿した理由・根拠 (8) 秘匿した理由を（6）・（7）説明したと主張する場合 その具体的かつ客観的な証拠。 5 当日の説明会の“司会”は誰か？ (2) “司会”の当日の議事進行における役割とは？ 7 保護者らが、質問・要求する内容につき“事実”を証明する“証拠”を開示せず、説明につき、重要な内容を“秘匿”する都教育委員会・財務局・日野台高校校長及び副校長は保護者の土壌汚染を秘匿し虚偽の事実と違うグラウンド工事内容の説明をした事に対し“事実”と違うと主張する場合、具体的かつ客観的な“証拠”を提出して下さい。 以上1～7までの全ての“事実”を証明する“証拠”を開示下さい。以上。	-				1											(1) 東京都（教育庁）は、請求に係る臨時保護者会における音声記録は開示請求日において所有しておらず、存在しないため (2) 東京都（教育庁）は当該臨時保護者会において秘匿をしていないため、請求に係る秘匿の内容及び理由・根拠を記録した公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため (3) 東京都（教育庁）は当該臨時保護者会において、司会者及び当日の議事進行における役割を記録した公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため (4) 東京都（教育庁）は当該臨時保護者会において秘匿をしていないため、請求に係る秘匿の内容及び理由・根拠を記録した公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課

31年度 公文書開示状況（6月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
72	H31.4.25	R1.6.24	<ul style="list-style-type: none"> 都立井草高等学校(14)耐震診断調査 耐震診断調査委託報告書 都立杉並地区総合学校高等学校(仮称)(13)改修その他工事実施設計 校舎棟 耐震補強計算書 都立杉並地区総合学校高等学校(仮称)(13)改修その他工事実施設計 管理棟 耐震補強計算書 都立多摩高等学校(14)ほか2施設耐震診断調査 都立片倉高等学校(普通教室棟)耐震診断報告書 都立多摩高等学校(14)ほか2施設耐震診断調査 都立多摩高等学校(校舎棟)耐震診断報告書 都立八王子北高等学校(14)ほか2施設耐震診断調査 都立拝島高等学校 校舎棟 報告書 都立八王子北高等学校(14)ほか2施設耐震診断調査 都立羽村高等学校 校舎棟 報告書 平成14年度 都立町田高等学校(14)ほか1施設耐震診断調査 報告書 (施設名 都立調布北高等学校 校舎棟) 都立忠生高等学校(14)ほか2施設耐震診断調査 調査結果概要書 (忠生高等学校・校舎棟) 都立三宅高等学校(15)耐震診断調査 校舎棟① ② 報告書 都立三宅高等学校(15)耐震診断調査 実習棟③ ④ 報告書 			1						1		1						<p>(1) 業者の社員名、資格に関する情報及び社員の写真については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当）</p> <p>(2) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）</p> <p>(3) 学校の施設名及び教室名の一部については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）</p>	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
73	H31.4.25	R1.6.24	<p>(1) 都立農業高等学校（H17）改築及び耐震補強工事構造関係報告書</p> <p>(2) 都立農業高等学校（H17）耐震補強及び改修工事 工事完了届</p>	758		1						1	1	1					<p>業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当）</p> <p>業者の利用しているプログラムの利用者氏名及びユーザ番号については、法人の内部管理情報で、公にすることにより、競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため（情報公開条例第7条第3号に該当）</p> <p>印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）</p>	東京都立農業高等学校	
74	H31.4.25	R1.6.24	都立農業高等学校（H17）耐震補強及び改修工事 工事検査調査書（完了）	1	1															東京都立農業高等学校	
75	H31.4.25	R1.6.24	<p>(1) 都立多摩高等学校（14）ほか2施設耐震診断調査 成瀬高等学校（特別教室棟）耐震診断報告書</p> <p>(2) 都立成瀬高等学校（H17）耐震補強その他改修工事 工事完了届</p> <p>(3) 都立成瀬高等学校（H18）耐震補強工事 工事完了届</p>	184		1						1		1						<p>業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当）</p> <p>印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）</p> <p>学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）</p>	東京都立成瀬高等学校
76	H31.4.25	R1.6.24	<p>(1) 都立成瀬高等学校（H17）耐震補強その他改修工事 工事検査調査書（完了）</p> <p>(2) 都立成瀬高等学校（H18）耐震補強工事 工事検査調査書（完了）</p>	2	1															東京都立成瀬高等学校	
77	H31.4.25	R1.6.24	<p>(1) 平成8年度財務局耐震診断調査報告書</p> <p>(2) 都立武蔵丘高等学校（12）校舎耐震補強その他改修工事 工事完了届</p> <p>(3) 都立武蔵丘高等学校（13）校舎耐震補強その他改修工事 工事完了届</p>	2		1						1		1						<p>業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当）</p> <p>印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）</p> <p>学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）</p>	東京都立武蔵丘高等学校
78	H31.4.25	R1.6.24	<p>(1) 都立武蔵丘高等学校（12）校舎耐震補強その他改修工事 工事検査調査書（完了）</p> <p>(2) 都立武蔵丘高等学校（13）校舎耐震補強その他改修工事 工事検査調査書（完了）</p>	2	1															東京都立武蔵丘高等学校	
79	H31.4.25	R1.6.24	<p>(1) 都立野津田高等学校校舎耐震補強方法検討報告書</p> <p>(2) 都立野津田高等学校（8）校舎改修工事 工事検査調査書（完了）</p>	13	1															東京都立野津田高等学校	

31年度 公文書開示状況（6月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等				
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号			
80	H31.4.25	R1.6.24	都立野津田高等学校（8）校舎改修工事 工事完了届	1	1						1		1								業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当） 業者の印影については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、また、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）	東京都立野津田高等学校		
81	H31.4.25	R1.6.24	都立三鷹高等学校（13）耐震補強その他改修工事 工事検査調書（完了）	1	1																	東京都立三鷹中等教育学校		
82	H31.4.25	R1.6.24	都立三鷹高等学校（9）耐震診断及び耐震補強検討委託 報告書 都立三鷹高等学校（13）耐震補強その他改修工事 工事完了届	346	1						1		1									業者の社員名、社員の連絡先及び顔写真については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）	東京都立三鷹中等教育学校	
83	H31.4.25	R1.6.24	(1) 都立大島高等学校(11)校舎耐震補強その他改修工事 工事検査調書 (2) 都立大島高等学校(12)校舎耐震補強その他改修工事 工事検査調書	2	1																	東京都立大島高等学校		
84	H31.4.25	R1.6.24	(1) 都立大島高等学校(9)耐震診断及び耐震補強検討委託 校舎棟1(42・43校舎)報告書 (2) 都立大島高等学校(9)耐震診断及び耐震補強検討委託 校舎棟2-1(44校舎)報告書 (3) 都立大島高等学校(11)校舎耐震補強その他改修工事 工事完了届 (4) 都立大島高等学校(12)校舎耐震補強その他改修工事 工事完了届	81	1						1		1										業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当） 業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）	東京都立大島高等学校
85	H31.4.25	R1.6.24	(1) 都立南葛飾高等学校(10)校舎耐震補強その他工事 工事検査調書（完了） (2) 都立南葛飾高等学校(11)校舎耐震補強その他工事 工事検査調書（完了）	2	1																	東京都立南葛飾高等学校		
86	H31.4.25	R1.6.24	(1) 都立南葛飾高等学校(9)耐震補強検討及び耐震診断委託 北校舎A 耐震診断報告書 (2) 都立南葛飾高等学校(9)耐震補強検討及び耐震診断委託 北校舎B 耐震診断報告書 (3) 都立南葛飾高等学校(9)耐震補強検討及び耐震診断委託 南校舎 耐震診断報告書 (4) 都立南葛飾高等学校(9)耐震補強検討及び耐震診断委託 特別棟 耐震診断報告書 (5) 都立南葛飾高等学校(10)校舎耐震補強その他工事 工事完了届 (6) 都立南葛飾高等学校(11)校舎耐震補強その他工事 工事完了届	290	1						1		1										業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）	東京都立南葛飾高等学校
87	H31.4.25	R1.6.24	(1) 工事検査調書（完了）都立忠生高等学校（H17）耐震補強工事 (2) 工事検査調書（完了）都立忠生高等学校（H18）耐震補強工事 (3) 工事検査調書（完了）都立忠生高等学校（H19）耐震補強工事	3	1																	東京都立町田総合高等学校		

31年度 公文書開示状況（6月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
88	H31.4.25	R1.6.24	(1) 工事完了届 都立忠生高等学校 (H17) 耐震補強工事 (2) 工事完了届 都立忠生高等学校 (H18) 耐震補強工事 (3) 工事完了届 都立忠生高等学校 (H19) 耐震補強工事	3		1														業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）	東京都立町田総合高等学校
89	H31.4.25	R1.6.24	(1) 都立第四商業高等学校 (H16) 耐震補強及び改修工事 工事検査調書 (2) 都立第四商業高等学校 (H17) 耐震補強及び改修工事 工事検査調書	2	1															東京都立第四商業高等学校	
90	H31.4.25	R1.6.24	(1) 都立第四商業高等学校 (H16) 耐震補強及び改修工事 工事完了届 (2) 都立第四商業高等学校 (H17) 耐震補強及び改修工事 工事完了届 (3) 都立第四商業高等学校 (15) 耐震補強その他改修工事実施設計 耐震診断報告書 「都立第四商業高等学校 A棟」 (4) 都立第四商業高等学校 (15) 耐震補強その他改修工事実施設計 耐震診断報告書 「都立第四商業高等学校 B棟」 (5) 都立第四商業高等学校 (15) 校舎耐震補強その他改修工事実施設計 「都立第四商業高等学校 A棟」耐震改修計画 評定書 (6) 都立第四商業高等学校 (15) 校舎耐震補強その他改修工事実施設計 「都立第四商業高等学校 B棟」耐震改修計画 評定書 (7) 都立第四商業高等学校 (15) 耐震補強その他改修工事実施設計 耐震診断報告書「都立第四商業高等学校 C棟」	138		1														業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）	東京都立第四商業高等学校
91	H31.4.25	R1.6.24	(1) 都立葛飾地区総合学科高等学校 (15) 改修工事実施設計 1号棟 耐震補強設計報告書 (2) 都立葛飾地区総合学科高等学校 (15) 改修工事実施設計 2号棟 耐震補強設計報告書 (3) 都立葛飾地区総合学科高等学校 (15) 改修工事実施設計 3A号棟 耐震補強設計報告書 (4) 都立葛飾地区総合学科高等学校 (15) 改修工事実施設計 3B号棟 耐震補強設計報告書 (5) 都立葛飾地区総合学科高等学校 (15) 改修工事実施設計 6号棟 耐震補強設計報告書 (6) 都立葛飾地区総合学科高等学校 (15) 改修工事実施設計 7号棟 耐震補強設計報告書 (7) 都立葛飾地区総合学科高等学校 (15) 改修工事実施設計 8号棟 (8) 都立葛飾地区総合学科高等学校 (仮称) (H16) 改修工事 工事検査調書(完了)	49	1															東京都立葛飾総合高等学校	
92	H31.4.25	R1.6.24	都立葛飾地区総合学科高等学校 (仮称) (H16) 改修工事 工事完了届	1		1													業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当） 業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）	東京都立葛飾総合高等学校	
93	H31.4.25	R1.6.24	(1) 都立千歳丘高等学校 (H16) 校舎1号館耐震補強工事 工事検査調書 (完了) (2) 都立千歳丘高等学校 (15) 校舎2号館耐震補強その他改修工事 工事検査調書 (完了)	2	1															東京都立千歳丘高等学校	

31年度 公文書開示状況（6月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
94	H31.4.25	R1.6.24	(1) 都立千歳丘高等学校 (H16) 校舎1号館耐震補強工事 工事完了届 (2) 都立千歳丘高等学校 (15) 校舎2号館耐震補強その他改修工事 工事完了届 (3) 都立千歳丘高等学校 (14) 校舎耐震補強その他改修工事 1号館 耐震補強設計計算書 (4) 平成8年度財務局耐震診断調査報告書	173		1													業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当） 業者の印影については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、また、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条2号及び4号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）	東京都立千歳丘高等学校
95	H31.4.25	R1.6.24	都立日野高等学校（9）耐震補強検討及び耐震診断委託 報告書	163		1						1		1					業者の社員名及び社員の顔写真については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）	東京都立日野高等学校
96	H31.4.25	R1.6.24	都立東大和高等学校（8）耐震補強検討及び耐震診断委託報告書 都立東大和高等学校（9）校舎耐震補強工事 工事検査調書	30	1															東京都立東大和高等学校
97	H31.4.25	R1.6.24	都立東大和高等学校（9）校舎耐震補強工事 工事完了届	1		1						1		1					業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当） 業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条4号）	東京都立東大和高等学校
98	H31.4.25	R1.6.24	(1) 都立板橋地区単位制高等学校（仮称）（H16）体育館改築及び校舎改修工事 管理棟耐震診断改修計画報告書 (2) 都立板橋地区単位制高等学校（仮称）（H16）体育館改築及び校舎改修工事 校舎A棟耐震診断改修計画報告書 (3) 都立板橋地区単位制高等学校（仮称）（H16）体育館改築及び校舎改修工事 校舎B棟耐震診断改修計画報告書 (4) 都立板橋地区単位制高等学校（仮称）（H17）体育館改築及び校舎改修工事 工事検査調書（完了）	33	1															東京都立板橋有徳高等学校
99	H31.4.25	R1.6.24	都立板橋地区単位制高等学校（仮称）（H17）体育館改築及び校舎改修工事 工事完了届	1		1						1		1					業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）	東京都立板橋有徳高等学校
100	H31.4.25	R1.6.24	工事検査調書	1	1															東京都立東久留米総合高等学校

31年度 公文書開示状況（6月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
101	H31.4.25	R1.6.24	(1) 都立東久留米地区総合学科高等学校(北校舎)耐震改修計画評価書 (2) 都立東久留米地区総合学科高等学校(南校舎)耐震改修計画評価書 (3) 工事完了届	361	1						1		1							業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(情報公開条例第7条第2号に該当) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第4号に該当) 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第4号に該当)	東京都立東久留米総合高等学校
102	H31.4.25	R1.6.24	都立練馬地区単位制高等学校(仮称)(H16)耐震補強及び改修工事 工事検査調書(完了)	1	1																東京都立大泉桜高等学校
103	H31.4.25	R1.6.24	都立練馬地区単位制高等学校(仮称)(H16)耐震補強及び改修工事 構造設計概要書 都立練馬地区単位制高等学校(仮称)(H16)耐震補強及び改修工事 工事完了届	14	1						1		1							業者の社員名及び資格に関する情報については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(情報公開条例第7条第2号に該当) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第4号に該当)	東京都立大泉桜高等学校
104	H31.4.25	R1.6.24	都立農林高等学校耐震診断調査 (1) 1棟(管理棟1) 報告書 (2) 2棟(管理棟2) 報告書 (3) 3棟(家政科棟) 報告書 (4) 4-1棟(食品製造家政科棟1) 報告書 (5) 5棟(食品製造家政科棟2) 報告書 (6) 6棟(食品製造家政科棟3) 報告書 (7) 7棟(林業土木棟(旧)1) 報告書 (8) 8棟(林業土木棟(旧)2) 報告書 (9) 9棟(林業土木棟(新)1) 報告書 都立青梅地区総合学科高等学校(仮称)(H16)改修工事 工事検査調書(完了)	376	1																東京都立青梅総合高等学校
105	H31.4.25	R1.6.24	都立青梅地区総合学科高等学校(仮称)(H16)改修工事 工事完了届	1	1						1		1							(1) 業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(情報公開条例第7条第2号に該当) また業者の印影については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条2号及び4号)	東京都立青梅総合高等学校
106	H31.4.25	R1.6.24	都立武蔵村山東高等学校(8)校舎改修工事 工事・製造検査調書	1	1																東京都立上水高等学校
107	H31.4.25	R1.6.24	(1) 都立武蔵村山東高等学校校舎耐震補強方法検討委託報告書 (2) 都立武蔵村山東高等学校(8)校舎改修工事 工事完了届	31	1						1		1							業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(情報公開条例第7条第2号に該当) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第4号に該当)	東京都立上水高等学校
108	H31.4.25	R1.6.24	工事検査調書(完了) ア 都立多摩高等学校(H17)耐震補強工事 イ 都立多摩高等学校(H18)耐震補強工事 ウ 都立多摩高等学校(H19)耐震補強工事	3	1																東京都立多摩高等学校
109	H31.4.25	R1.6.24	工事完了届 ア 都立多摩高等学校(H17)耐震補強工事 イ 都立多摩高等学校(H18)耐震補強工事 ウ 都立多摩高等学校(H19)耐震補強工事	3	1						1		1							(1) 業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(情報公開条例第7条第2号に該当) (2) 業者の印影については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであり、また、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条2号及び4号)	東京都立多摩高等学校
110	H31.4.25	R1.6.24	都立広尾高等学校(12)校舎その他改修工事 工事検査調書(完了)	1	1																東京都立広尾高等学校

31年度 公文書開示状況（6月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等				
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号			
127	H31.4.25	R1.6.24	都立第二商業高等学校（H16）耐震補強及び改修工事 工事完了届	1	1							1		1								業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当） 業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）	東京都立八王子拓真高等学校	
128	H31.4.25	R1.6.24	(1) 都立八王子地区産業高等学校（仮称）（H16）改築及び改修工事 校舎棟Ⅰ—1 (44) 耐震改修計画評定書 (2) 都立八王子地区産業高等学校（仮称）（H16）改築及び改修工事 校舎棟Ⅰ—2 (48) 耐震改修計画評定書 (3) 都立八王子地区産業高等学校（仮称）（H16）改築及び改修工事 校舎棟Ⅱ—1 (40) 耐震改修計画評定書 (4) 都立八王子地区産業高等学校（仮称）（H16）改築及び改修工事 校舎棟Ⅱ—2 (49) (20) 耐震改修計画評定書 都立八王子地区産業高等学校（仮称）（H17）改築及び改修工事 (5) 工事検査調書（完了） (6) 工事検査調書（既済） (7) 工事検査調書（一部完了）	15	1																		東京都立八王子桑志高等学校	
129	H31.4.25	R1.6.24	都立八王子地区産業高等学校（仮称）（H17）改築及び改修工事 (1) 工事完了届 (2) 工事完了届（一部完了） (3) 既済部分検査請求書（第2回）	3	1							1		1								業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）	東京都立八王子桑志高等学校	
130	H31.4.25	R1.6.24	都立竹台高等学校南校舎東棟（校舎1—2）耐震補強計画報告書 都立竹台高等学校（12）校舎耐震補強その他改修工事 工事検査調書 都立竹台高等学校（13）校舎耐震補強その他改修工事 工事検査調書	30	1																	東京都立竹台高等学校		
131	H31.4.25	R1.6.24	都立竹台高等学校南校舎西棟（校舎1—1）耐震補強計画報告書 都立竹台高等学校北校舎東棟（校舎2）耐震補強計画報告書 都立竹台高等学校北校舎西棟（校舎3）耐震補強計画報告書 都立竹台高等学校（12）校舎耐震補強その他改修工事 工事完了届 都立竹台高等学校（13）校舎耐震補強その他改修工事 工事完了届	75	1							1		1								業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当） 業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）	東京都立竹台高等学校	
132	H31.4.25	R1.6.24	都立世田谷地区総合学科高等学校（仮称）（H17）改築及び改修工事 工事検査調書（完了）	1	1																	東京都立世田谷総合高等学校		
133	H31.4.25	R1.6.24	都立世田谷地区総合学科高等学校（仮称）（H17）改築及び改修工事 工事完了届 都立砧工業高等学校耐震診断調査 概要書 都立砧工業高等学校耐震診断調査 教室棟 報告書 都立砧工業高等学校耐震診断調査 管理棟 報告書 都立砧工業高等学校耐震診断調査 機械実習棟 報告書 都立砧工業高等学校耐震診断調査 応用化学実習棟 報告書 都立砧工業高等学校耐震診断調査 鋳造実習棟 報告書 都立砧工業高等学校耐震診断調査 プラント実習棟 報告書 都立砧工業高等学校耐震診断調査 鍛造実習棟 報告書	2145	1							1		1									業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）	東京都立世田谷総合高等学校
134	H31.4.25	R1.6.24	都立豊島地区商業高等学校(14)改修・増築工事 工事検査調書	1	1																	東京都立千早高等学校		
135	H31.4.25	R1.6.24	(1) 都立豊島地区商業高等学校(12)耐震診断調査（都立牛込商業高等学校） 報告書 (2) 都立豊島地区商業高等学校(14)改修・増築工事 工事完了届	82	1							1		1								業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）	東京都立千早高等学校	

31年度 公文書開示状況（6月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
147	H31.4.25	R1.6.24	都立調布北高等学校（17）耐震補強その他改修工事 工事完了届 都立調布北高等学校（18）耐震補強その他改修工事 工事完了届	2	1						1		1							業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）	東京都立調布北高等学校	
148	H31.4.25	R1.6.24	都立三宅高等学校(17)耐震補強その他改修工事 工事検査調書	1	1																東京都立三宅高等学校	
149	H31.4.25	R1.6.24	都立三宅高等学校(17)耐震補強その他改修工事 工事完了届	1	1						1		1								(1) 業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当） (2) 業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）	東京都立三宅高等学校
150	H31.4.25	R1.6.24	都立三宅高等学校(17)耐震補強その他改修工事 工事検査調書	1	1																東京都立三宅高等学校	
151	H31.4.25	R1.6.24	都立三宅高等学校(17)耐震補強その他改修工事 工事完了届	1	1						1		1								(1) 業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当） (2) 業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）	東京都立三宅高等学校
152	H31.4.25	R1.6.24	都立城北高等学校（10）校舎耐震補強改修工事 工事検査調書（完了）	1	1																東京都立桐ヶ丘高等学校	
153	H31.4.25	R1.6.24	都立城北高等学校（9）耐震補強検討及び耐震診断委託 報告書 都立城北高等学校（10）校舎耐震補強改修工事 工事完了届	16	1						1		1								業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当） 業者の印影については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、また公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第2号及び4号に該当）	東京都立桐ヶ丘高等学校
154	H31.4.25	R1.6.24	都立富士森高等学校（11）校舎その他改修工事（校舎A棟）耐震診断 報告書 都立富士森高等学校（11）校舎その他改修工事 工事検査調書（完了）	7	1																東京都立富士森高等学校	
155	H31.4.25	R1.6.24	都立富士森高等学校（11）校舎その他改修工事 工事完了届	1	1						1		1								業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当） 業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第4号に該当）	東京都立富士森高等学校
156	R1.6.11	R1.6.25	・第2回「東京学校支援機構」設立準備委員会 委員名簿 ・東京学校支援機構 設立時理事名簿	2	1																教育庁総務部教育政策課	
157	R1.6.11	R1.6.25	一般財団法人 東京学校支援機構へ出向した都職員の部長、課長、以下職員の「総務」「人材バンク」「事務センター」等の 分担が判るもの。	-			1														請求日時時点で、都から一般財団法人東京学校支援機構に派遣している職員はいないため、請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁総務部総務課
158	R1.6.12	R1.6.26	東京都において、「石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年3月施工）」以降、厚生労働省（現）より東京都保有建築物において、アスベストの含有・廃棄処理等につき、各種報告・協議・アンケート回答・ヒアリング等（全てに関連すること）した (2) 都立学校 “事実を証明した” “証拠” のすべてを明示ください。以上。	-			1														東京都（教育庁）は、請求に係る内容を記録した公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
159	R1.6.3	R1.6.27	都立六本木高等学校外19校（31）ガスヒートポンプ定期点検保守委託 特記仕様書	43	1																東京都立科学技術高等学校	

31年度 公文書開示状況（6月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
160	R1.6.3	R1.6.27	東京都立学校修繕依頼書（31科技第451号） 修理作業結果報告書	13	1							1								業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 校舎図面については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	東京都立科学技術高等学校
161	R1.6.13	R1.6.27	(1)2019年5月のトランプ米大統領来日時、国賓としての歓迎のイベント行事（多分、皇居か迎賓館）の時→千代田区立番町小と聞いている (2)天皇の地位を退いた上皇（明仁氏）が八王子市内の（陵墓、皇室の祖先の墓）に退位の報告をしに来た時（沿道） 一に、小学生が旗振り等に動員されている。 この小学生の動員をするよう政府（宮内庁・文科省等）から都教委に下りてきた文書と、都教委が区市町村教委や（都立）学校に下した文書。(2)は八王子市教委に聞いている。区市町村教委や学校から都教委に返事など返した文書も出してください もし中学生や高校生を動員していたら、その分も出して下さい	-				1												請求に係る児童・生徒の動員に関する文書を取得しておらず、区市町村教育委員会及び都立学校宛の文書も作成していない。よって、請求に係る公文書は存在しない。	教育庁指導部管理課
162	R1.6.17	R1.6.27	・都立特別支援学校における胃ろうからの液体栄養剤のシリンジ注入モデル事業実施要項 ・都立特別支援学校における胃ろうからの液体栄養剤のシリンジ注入モデル事業のモデル校の指定について（通知） ・液体栄養剤のシリンジ注入について（案）	5	1																教育庁都立学校教育部特別支援教育課
163	R1.6.17	R1.6.27	・都立特別支援学校における胃ろうからの液体栄養剤のシリンジ注入モデル事業計画書	2	1							1								「1 本事業の対象とする児童・生徒についての考え方」及び「2 本事業の実施体制（関係職員、役割分担等） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（情報公開条例第7条第2号に該当）	教育庁都立学校教育部特別支援教育課
164	R1.6.25	R1.6.28	平成29年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成28年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象626校（中等教育学校、義務教育学校を含む）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた576校 平成30年3月22日付けの中学校等別評定割合（個表）一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成29年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一調査対象625校（中等教育学校、義務教育学校を含む）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた573校 平成31年3月28日付けの中学校等別評定割合（個表）一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成30年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一調査対象624校（中等教育学校、義務教育学校を含む）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた574校	42	1																教育庁都立学校教育部高等学校教育課
165	R1.6.25	R1.6.28	都立向丘高等学校（東30）空調ポンプ更新工事 工事設計書、工事設計説明書、特記仕様書	17	1																東京都東部学校経営支援センター管理課